

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

: 令和6年6月改定箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ (削除)
  - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造 居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注							
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満 (163単位)	-1/100	-1/100	許容時間が20分から超過して25分を超過ごとに+82単位(195単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算					
		(2) 20分以上30分未満 (244単位)																	
		(3) 30分以上1時間未満 (387単位)																	
		(4) 1時間以上 (567単位に30分を超過ごとに +82単位)																	
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (179単位)	-1/100	-1/100	許容時間が20分から超過して25分を超過ごとに+82単位(195単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100	特定事業所加算(Ⅱ) +10/100	特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	指定居宅介護事業所が重度訪問介護従事者養成研修修了者等により行われる場合 ×70/100	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位			
	(2) 45分以上 (220単位)																		
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 97単位)																			
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)																			
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)																		
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)																		
ヘ 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))																			
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)																		
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)																		
チ 介護職員等処遇改善加算		<p>注 所定単位数は、以下から選定した単位数の合計</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×245/1000)</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×224/1000)</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×182/1000)</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×145/1000)</p> <p>(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数×221/1000)</p> <p>(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数×208/1000)</p> <p>(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数×200/1000)</p> <p>(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数×187/1000)</p> <p>(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数×184/1000)</p> <p>(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数×169/1000)</p> <p>(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数×165/1000)</p> <p>(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数×158/1000)</p> <p>(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数×142/1000)</p> <p>(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数×139/1000)</p> <p>(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数×121/1000)</p> <p>(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数×118/1000)</p> <p>(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数×100/1000)</p> <p>(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数×76/1000)</p>																	

※ 「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定前の単位数を算入

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。  
 ※ 業務経統計面未定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	
	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務経緯計画未策定減算	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算  
 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)  
 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)

ニ 看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)

ホ サービス提供体制強化加算  
 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)  
 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)  
 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)

ハ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×100/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算出した単位数の合計
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×84/1000)	
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×79/1000)	
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×63/1000)	
	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	(1月につき +所定単位×88/1000)	
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	(1月につき +所定単位×84/1000)	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	(1月につき +所定単位×83/1000)	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	(1月につき +所定単位×78/1000)	
	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	(1月につき +所定単位×73/1000)	
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	(1月につき +所定単位×67/1000)	
	(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	(1月につき +所定単位×65/1000)	
	(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	(1月につき +所定単位×68/1000)	
	(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	(1月につき +所定単位×59/1000)	
	(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	(1月につき +所定単位×54/1000)	
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	(1月につき +所定単位×52/1000)	
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	(1月につき +所定単位×48/1000)	
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	(1月につき +所定単位×44/1000)	
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	(1月につき +所定単位×39/1000)	

「特別地域訪問入浴加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算算前の単位数を算入

※ 業務経緯計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】  
 1. 単位数算定記号の説明  
 +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位  
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位  
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100  
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100  
 -〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

項目	単位	算定方法	注
基本部分			
イ 指定訪問看護ステーションの場合	×90/100	(1) 20分未満 等に超過し、20分以上の看護計画又は看護記録による訪問を行った場合算定可能 (2) 30分未満 (3) 30分以上1時間未満 (4) 1時間以上1時間30分未満 (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100	看護記録の算定 ※ 看護記録の算定は、看護記録の作成が完了した時点で算定可能 ※ 看護記録の算定は、看護記録の作成が完了した時点で算定可能 ※ 看護記録の算定は、看護記録の作成が完了した時点で算定可能 ※ 看護記録の算定は、看護記録の作成が完了した時点で算定可能
ロ 病院又は診療所の場合	×90/100	(1) 20分未満 等に超過し、20分以上の看護計画又は看護記録による訪問を行った場合算定可能 (2) 30分未満 (3) 30分以上1時間未満 (4) 1時間以上1時間30分未満	看護記録の算定 ※ 看護記録の算定は、看護記録の作成が完了した時点で算定可能 ※ 看護記録の算定は、看護記録の作成が完了した時点で算定可能 ※ 看護記録の算定は、看護記録の作成が完了した時点で算定可能 ※ 看護記録の算定は、看護記録の作成が完了した時点で算定可能
ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護事業所を運営する場合 (1月につき 2,380単位)	×95/100		看護記録による訪問が1回である場合 +800単位
二 初回加算		(1) 初回加算(Ⅰ) (2) 初回加算(Ⅱ) (1月につき +300単位)	
ホ 退院時共同指導加算		(1回につき +600単位)	
ヘ 看護・介護職員連携強化加算		(1月につき +250単位)	
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)		(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)	
チ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +100単位)	
カ サービス提供体制強化加算		(1) イ及びロを算定する場合 (Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +8単位) (2) ハを算定する場合 (Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +50単位)	

※ 「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額算定の算定の際、当該算定の単位数を算入  
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、緊急時・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できないとする。  
※ 看護記録の算定は、看護記録の作成が完了した時点で算定可能とする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 介護老人保健施設の場合 介護医療院の場合	1回につき 308単位	−1/100	−1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) 1月につき +180単位 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 1日につき +213単位	特別地域包括ケアリハビリテーション加算 1日につき +240単位 特別地域包括ケアリハビリテーション加算(Ⅰ) 1月につき +180単位 特別地域包括ケアリハビリテーション加算(Ⅱ) 1日につき +213単位	1回につき −50単位
ロ 病院器具回収加算		3600単位を加算										
ハ 移行支援加算		(1日につき 17単位を加算)										
ニ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)										
<small>「特別地域包括ケアリハビリテーション加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定前の単位数を算入 「療養施設内生活支援加算」については、当該施設内生活支援加算を算入する。</small>												

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外 (2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時緊急総合管理料又は在宅時緊急総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (316単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (437単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (446単位) (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (299単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (437単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (456単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (3) (1)及び(2)以外の場合	(317単位) (437単位) (444単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度) (2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (508単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (417単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (380単位) (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (379単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (342単位) (四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月2回を限度) (468単位)	+100単位	+230単位	+150単位	
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合 (2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (445単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (437単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (444単位) (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (508単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (437単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (424単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (3) (1)及び(2)以外の場合	(352単位) (326単位) (325単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者、中心静脈栄養等及びがん不全や緩和ケア等による生命維持を要する患者については、週2回かつ月8回算定できる。  
 ※ について、社会的なケア管理を行っている病院が、当該利用者の身体増進(Ⅰ)より特別に個別の栄養管理を行う必要がある等の特別の処置を行った場合は、当該指定期間の30日間(同一)を超えて、5回(2回を限度)まで算定できる。  
 ※ について、がん末期の患者については、月6回を限度として算定できる。











8 短期入所生活介護費

事業種別	区分	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	短期入所生活介護費		
																						基本	調整	
イ 短期入所生活介護 (1日につき)	(1) 高齢者等特別入居生活介護費	専任員配置加算	専任員1名あたりの加算額	専任員1名あたりの加算額																				
			専任員1名あたりの加算額	専任員1名あたりの加算額																				
(一) 単独型特別入居生活介護費(1)※充実型施設等		基本加算額	基本加算額																					
		調整加算額	調整加算額																					
(二) 単独型特別入居生活介護費(2)※充実型施設等		基本加算額	基本加算額																					
		調整加算額	調整加算額																					
(2) 併設型特別入居生活介護費	(一) 併設型特別入居生活介護費(1)※充実型施設等	基本加算額	基本加算額																					
		調整加算額	調整加算額																					
	(二) 併設型特別入居生活介護費(2)※充実型施設等	基本加算額	基本加算額																					
		調整加算額	調整加算額																					
	(1) 高齢者等特別入居生活介護費	基本加算額	基本加算額																					
		調整加算額	調整加算額																					
ロ ユニクロ型特別入居生活介護費 (1日につき)	(1) 併設型ユニクロ型特別入居生活介護費	(一) 併設型ユニクロ型特別入居生活介護費(1)※充実型施設等	基本加算額	基本加算額																				
			調整加算額	調整加算額																				
	(二) 併設型特別入居生活介護費	基本加算額	基本加算額																					
		調整加算額	調整加算額																					
	(2) 併設型ユニクロ型特別入居生活介護費	(一) 併設型ユニクロ型特別入居生活介護費(1)※充実型施設等	基本加算額	基本加算額																				
			調整加算額	調整加算額																				

ハ 特別養護老人ホーム加算	(1日につき、50単位を加算(1月につき加算))
ニ 療養加算	(1日につき、50単位を加算(1月につき加算))
ホ 認定事業者受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)※20人以上を要している場合 (1日につき、421単位を加算) (2) 看護体制加算(Ⅱ)※20人以上を要していない場合 (1日につき、417単位を加算) (3) 1112号サービスの看護体制加算※20人以上を要しない場合 (1日につき、413単位を加算) (4) 看護体制加算※要しない場合 (1日につき、405単位を加算)
ヘ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき、50単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき、40単位を加算)
ト 生涯的向上支援体制加算	(1) 生涯的向上支援体制加算(Ⅰ) (1日につき、100単位を加算) (2) 生涯的向上支援体制加算(Ⅱ) (1日につき、100単位を加算)
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき、20単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき、15単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき、10単位を加算)

カ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき、20単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき、15単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき、10単位を加算)
キ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき、20単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき、15単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき、10単位を加算)
ク サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき、20単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき、15単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき、10単位を加算)
ク サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき、20単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき、15単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき、10単位を加算)
ク サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき、20単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき、15単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき、10単位を加算)
ク サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき、20単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき、15単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき、10単位を加算)

※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)のサービス提供体制強化加算(Ⅰ)の加算額は、実施年度要するサービスの提供体制強化加算(Ⅰ)の加算額に、当該年度に実施されたサービスの提供体制強化加算(Ⅰ)の加算額を算入し、当該年度のサービス提供体制強化加算(Ⅰ)の加算額とする。





ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット別に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	部下幅が設備基準を満たさない場合	夜室を有しない場合	認知症行動・心理症状状態対応加算	緊急短期入所費入加算	若年性認知症利用者入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 ( 705 単位) 要介護2 ( 756 単位) 要介護3 ( 806 単位) 要介護4 ( 857 単位) 要介護5 ( 908 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(中心を得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		b 診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 ( 722 単位) 要介護2 ( 769 単位) 要介護3 ( 839 単位) 要介護4 ( 893 単位) 要介護5 ( 946 単位)										
		c 診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 ( 723 単位) 要介護2 ( 775 単位) 要介護3 ( 827 単位) 要介護4 ( 879 単位) 要介護5 ( 932 単位)										
		d 診療所短期入所療養介護費 (IV) <多床室>	要介護1 ( 813 単位) 要介護2 ( 864 単位) 要介護3 ( 916 単位) 要介護4 ( 965 単位) 要介護5 ( 1,016 単位)										
		e 診療所短期入所療養介護費 (V) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 ( 847 単位) 要介護2 ( 901 単位) 要介護3 ( 954 単位) 要介護4 ( 1,006 単位) 要介護5 ( 1,059 単位)										
	(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	f 診療所短期入所療養介護費 (VI) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 ( 835 単位) 要介護2 ( 888 単位) 要介護3 ( 941 単位) 要介護4 ( 992 単位) 要介護5 ( 1,045 単位)										
		a 診療所短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 ( 624 単位) 要介護2 ( 670 単位) 要介護3 ( 715 単位) 要介護4 ( 762 単位) 要介護5 ( 807 単位)										
		b 診療所短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要介護1 ( 734 単位) 要介護2 ( 779 単位) 要介護3 ( 825 単位) 要介護4 ( 871 単位) 要介護5 ( 917 単位)										
		a 診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要介護1 ( 887 単位) 要介護2 ( 937 単位) 要介護3 ( 988 単位) 要介護4 ( 1,039 単位) 要介護5 ( 1,090 単位)										
		b 診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 ( 854 単位) 要介護2 ( 918 単位) 要介護3 ( 970 単位) 要介護4 ( 1,022 単位) 要介護5 ( 1,076 単位)										
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 ( 854 単位) 要介護2 ( 907 単位) 要介護3 ( 959 単位) 要介護4 ( 1,010 単位) 要介護5 ( 1,062 単位)											
	(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (IV) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 835 単位) 要介護2 ( 887 単位) 要介護3 ( 937 単位) 要介護4 ( 988 単位) 要介護5 ( 1,039 単位)											
	(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (V) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 864 単位) 要介護2 ( 918 単位) 要介護3 ( 970 単位) 要介護4 ( 1,022 単位) 要介護5 ( 1,076 単位)											
	(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (VI) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 854 単位) 要介護2 ( 907 単位) 要介護3 ( 959 単位) 要介護4 ( 1,010 単位) 要介護5 ( 1,062 単位)											
	(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 ( 684 単位) (二) 4時間以上5時間未満 ( 948 単位) (三) 6時間以上5時間未満 ( 1,316 単位)											
	(4) 口腔嚥下強化加算 (1回につき 50単位を加算(1月に1回を限度))												
(5) 療養費加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))													
(6) 認知症専門ケア加算 (一) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)													
(7) 特定診療費													
(8) 生産性向上推進体制加算 (一) 生産性向上推進体制加算 (I) (1月につき 100単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算 (II) (1月につき 10単位を加算)													
(9) サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)													
(二) 介護職員等処遇改善加算 (I) (1日につき + 定率単位数×61/1000) (三) 介護職員等処遇改善加算 (II) (1日につき + 定率単位数×47/1000) (四) 介護職員等処遇改善加算 (III) (1日につき + 定率単位数×36/1000) (五) 介護職員等処遇改善加算 (IV) (1日につき + 定率単位数×29/1000) a. 介護職員等処遇改善加算 (V)(1) (1日につき + 定率単位数×46/1000) b. 介護職員等処遇改善加算 (V)(2) (1日につき + 定率単位数×44/1000) c. 介護職員等処遇改善加算 (V)(3) (1日につき + 定率単位数×42/1000) d. 介護職員等処遇改善加算 (V)(4) (1日につき + 定率単位数×40/1000) e. 介護職員等処遇改善加算 (V)(5) (1日につき + 定率単位数×39/1000) f. 介護職員等処遇改善加算 (V)(6) (1日につき + 定率単位数×35/1000) g. 介護職員等処遇改善加算 (V)(7) (1日につき + 定率単位数×35/1000) h. 介護職員等処遇改善加算 (V)(8) (1日につき + 定率単位数×31/1000) i. 介護職員等処遇改善加算 (V)(9) (1日につき + 定率単位数×31/1000) j. 介護職員等処遇改善加算 (V)(10) (1日につき + 定率単位数×30/1000) k. 介護職員等処遇改善加算 (V)(11) (1日につき + 定率単位数×24/1000) l. 介護職員等処遇改善加算 (V)(12) (1日につき + 定率単位数×26/1000) m. 介護職員等処遇改善加算 (V)(13) (1日につき + 定率単位数×20/1000) n. 介護職員等処遇改善加算 (V)(14) (1日につき + 定率単位数×15/1000)	※ 定率単位数は、(1)から(9)までの計算した単位数の合計												

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日より適用する。  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感状発症予防及びリスクの防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算 (V)(1)については、令和7年3月31日まで算定可能。



10 特定施設入居者生活介護費

基本部分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
特定施設入居者生活介護費	要介護1 (542 単位)	要介護2 (609 単位)	要介護3 (679 単位)	要介護4 (744 単位)	要介護5 (813 単位)	x70/100	-10/100											
介護付有料老人ホームに施設型特定施設入居者生活介護費						x70/100		-1/100	-3/100									
経常利用特定施設入居者生活介護費	要介護1 (542 単位)	要介護2 (609 単位)	要介護3 (679 単位)	要介護4 (744 単位)	要介護5 (813 単位)	x70/100												
施設・通所介護費加算 (介護費算定する場合はのみ算定)	(1日につき 30 単位を加算)																	
可 通所介護費加算 (介護費算定する場合はのみ算定)	(250 単位)																	
介護付介護加算 (介護費算定する場合はのみ算定)	(1) 要介護3未満(1日につき545以下) (1日につき 72 単位を加算) (2) 要介護3以上(1日につき545以下) (1日につき 48 単位を加算) (3) 要介護5(1日につき545以下) (1日につき 60 単位を加算) (4) 要介護5 (1日につき 720 単位を加算)																	
介護付介護加算 (介護費算定する場合はのみ算定)	(1) 要介護3未満(1日につき545以下) (1日につき 87 単位を加算) (2) 要介護3以上(1日につき545以下) (1日につき 64 単位を加算) (3) 要介護5(1日につき545以下) (1日につき 110 単位を加算) (4) 要介護5 (1日につき 170 単位を加算)																	
施設型有料介護加算 (介護費算定する場合はのみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3 単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 4 単位を加算)																	
高齢者施設有償利用加算	(1) 高齢者施設有償利用加算(1) (1日につき 10 単位を加算) (2) 高齢者施設有償利用加算(2) (1日につき 8 単位を加算)																	
昇降機使用等設備費加算	(1) 昇降機使用等設備費加算(1) (240 単位を算定)																	
居宅内より施設等へ移動するための加算 (介護費算定する場合はのみ算定)	(1) 居室間内移動設備加算(1) (1日につき 100 単位を加算) (2) 居室間外移動設備加算(2) (1日につき 10 単位を加算)																	
サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 22 単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 18 単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 8 単位を加算)																	

特別地域補償用具等加算	
特別地域補償用具等加算(1)	特別地域補償用具等加算(2)
特別地域補償用具等加算(1) 中山間地域等に50人以上の介護職員を配置している小規模事業所加算 特別地域補償用具等加算(2) 中山間地域等に50人以上の介護職員を配置している小規模事業所加算	特別地域補償用具等加算(2) 中山間地域等に50人以上の介護職員を配置している小規模事業所加算 特別地域補償用具等加算(3) 中山間地域等に50人以上の介護職員を配置している小規模事業所加算

※ 障害費 要介護1 16.25単位  
要介護2 19.25単位  
要介護3 23.25単位  
要介護4 27.25単位  
要介護5 31.25単位  
※ 特別地域補償用具等加算については、介護付介護費を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。  
※ 特別地域補償用具等加算については、要介護付介護費を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。  
※ 特別地域補償用具等加算については、要介護付介護費を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。

11 福祉用具貸与費

基本部分	①	②	③	④
福祉用具貸与費				
福祉用具貸与費	-1/100	-1/100		
福祉用具貸与費				
福祉用具貸与費				
福祉用具貸与費				
福祉用具貸与費				
福祉用具貸与費				
福祉用具貸与費				
福祉用具貸与費				
福祉用具貸与費				

※ 「特別地域補償用具等加算」(中山間地域等に50人以上の介護職員を配置している小規模事業所加算、及び中山間地域等に50人以上の介護職員を配置している小規模事業所加算)は、支那地区補償費の算定額より算定する。  
※ 「福祉用具貸与費」については、「要介護1」から「要介護5」までの各介護レベルごとに、特別地域補償用具等加算(1)を算定し、各介護レベルに別乗して算定する。  
※ 高齢者待合介護費加算については令和7年4月1日から適用する。  
※ 昇降機利用加算については令和7年4月1日から適用する。

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務継続計画未 策定減算	注 事業所と同一建物の 利用者又はこれ以外 の同一建物の利用 者20人以上に居宅 介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介 護支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集 中 減算	
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1-2 ( 1,086単位 )	-1/100	-1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100  (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3-4-5 ( 1,411単位 )								
		(二) 居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1-2 ( 544単位 )								
			要介護3-4-5 ( 704単位 )								
		(三) 居宅介護支援費(Ⅲ)	要介護1-2 ( 326単位 )								
			要介護3-4-5 ( 422単位 )								
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	(一) 居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1-2 ( 1,086単位 )								
			要介護3-4-5 ( 1,411単位 )								
		(二) 居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1-2 ( 527単位 )								
			要介護3-4-5 ( 683単位 )								
		(三) 居宅介護支援費(Ⅲ)	要介護1-2 ( 316単位 )								
			要介護3-4-5 ( 410単位 )								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +519単位)									
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +421単位)									
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +323単位)									
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +114単位)									
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)											
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +250単位)									
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	(+450単位)									
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(+600単位)									
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	(+600単位)									
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(+750単位)									
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)	(+900単位)									
ト 退院時情報連携加算 (1月につき +50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+400単位)										

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。  
 ※居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。  
 ※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。





2 介護保健施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注									
			活動を行う職員を専任とし、不在の場合	入居者が2人未満を認めない場合	医師、管理員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語療法士、訪問看護士など介護保健施設業務に専任の職員が定数に満たない場合	高齢のユニットリーダーをユニット制に配置していない等ユニット制における体制が整備されている場合	身体と発達障害未実施施設	安全管理体制未実施施設	高齢者虐待防止措置未実施施設	職員研修未実施施設	指導管理の基準を満たさない場合	活動員配置数不足	訪問中のリハビリテーション実施回数(1)	訪問中のリハビリテーション実施回数(2)	訪問中のリハビリテーション実施回数(3)	訪問中のリハビリテーション実施回数(4)	認知症ケア実施回数	在宅継続要介護者数	在宅継続要介護者数						
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜従来の個室＞【基本型】	要介護1 ( 717 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		-10/100	1日につき -5単位		-1/100	-3/100	1日につき -14単位	1日につき +24単位												
		要介護2 ( 763 単位)																							
		要介護3 ( 828 単位)																							
		要介護4 ( 883 単位)																							
		要介護5 ( 952 単位)																							
		要介護1 ( 786 単位)																							
		要介護2 ( 863 単位)																							
		要介護3 ( 928 単位)																							
		要介護4 ( 983 単位)																							
		要介護5 ( 1049 単位)																							
		要介護1 ( 792 単位)																							
		要介護2 ( 843 単位)																							
	(2) 介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜多床室＞【基本型】	要介護1 ( 843 単位)	×97/100	×70/100	×70/100			-10/100	1日につき -5単位		-1/100	-3/100	1日につき -14単位	1日につき +24単位								1日につき +51単位			
		要介護2 ( 863 単位)																							
	(3) 介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要介護1 ( 859 単位)	×97/100	×70/100	×70/100			-10/100	1日につき -5単位		-1/100	-3/100	1日につき -14単位	1日につき +24単位										1日につき +51単位	
		要介護2 ( 924 単位)																							
(4) 介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜多床室＞【療養型】	要介護1 ( 924 単位)	×97/100	×70/100	×70/100			-10/100	1日につき -5単位		-1/100	-3/100	1日につき -14単位	1日につき +24単位										1日につき +51単位		
	要介護2 ( 1044 単位)																								
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【基本型】	要介護1 ( 703 単位)	×97/100	×70/100	×70/100			-10/100	1日につき -5単位		-1/100	-3/100	1日につき -14単位	1日につき +24単位											
		要介護2 ( 748 単位)																							
		要介護3 ( 812 単位)																							
		要介護4 ( 865 単位)																							
		要介護5 ( 913 単位)																							
		要介護1 ( 777 単位)																							
		要介護2 ( 826 単位)																							
		要介護3 ( 859 単位)																							
		要介護4 ( 941 単位)																							
		要介護5 ( 991 単位)																							
		要介護1 ( 802 単位)																							
		要介護2 ( 848 単位)																							
	(2) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜ユニット型個室の多床室＞【基本型】	要介護1 ( 848 単位)	×97/100	×70/100	×70/100			-10/100	1日につき -5単位		-1/100	-3/100	1日につき -14単位	1日につき +24単位											1日につき +51単位
		要介護2 ( 876 単位)																							
	(3) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜ユニット型個室の多床室＞【療養型】	要介護1 ( 876 単位)	×97/100	×70/100	×70/100			-10/100	1日につき -5単位		-1/100	-3/100	1日につき -14単位	1日につき +24単位											1日につき +51単位
		要介護2 ( 952 単位)																							
(4) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜ユニット型個室の多床室＞【療養型】	要介護1 ( 928 単位)	×97/100	×70/100	×70/100			-10/100	1日につき -5単位		-1/100	-3/100	1日につき -14単位	1日につき +24単位											1日につき +51単位	
	要介護2 ( 1018 単位)																								
タ ナイスケア	(1) 死亡日から前3日以上45日以下	療養型宅健以外の場合 (1日につき 72単位を加算)																							
		療養型宅健の場合 (1日につき 80単位を加算)																							
		療養型宅健以外の場合 (1日につき 160単位を加算)																							
		療養型宅健の場合 (1日につき 160単位を加算)																							
	(2) 死亡日から前4日以上の30日以下	療養型宅健以外の場合 (1日につき 910単位を加算)																							
		療養型宅健の場合 (1日につき 850単位を加算)																							
		療養型宅健以外の場合 (1日につき 1800単位を加算)																							
		療養型宅健の場合 (1日につき 1700単位を加算)																							
	(3) 死亡日から前2日又は3日	療養型宅健以外の場合 (1日につき 850単位を加算)																							
		療養型宅健の場合 (1日につき 790単位を加算)																							
		療養型宅健以外の場合 (1日につき 1580単位を加算)																							
		療養型宅健の場合 (1日につき 1480単位を加算)																							
	(4) 死亡日	療養型宅健以外の場合 (1日につき 1,700単位を加算)																							
		療養型宅健の場合 (1日につき 1,600単位を加算)																							
		療養型宅健以外の場合 (1日につき 3,400単位を加算)																							
		療養型宅健の場合 (1日につき 3,100単位を加算)																							

注 内泊料費用

注 内泊料費用(在宅サービスを利用する場合)

入所者に対して常態で1日以上の外泊を認めない場合、1月16日を限度として所定単位数に代えて1日につき282単位を算定

入所者に対して常態で1日以上の外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月16日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定

注 特別優待			
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 67単位を加算)		注 療養体制維持特別加算(Ⅰ)は、療養体制維持特別加算(Ⅱ)を算入しない。
ハ 初期加算	(1) 初期加算(Ⅰ) (1日につき 60単位を加算) (2) 初期加算(Ⅱ) (1日につき 30単位を加算)		注 療養体制維持特別加算(Ⅰ)は、療養体制維持特別加算(Ⅱ)を算入しない。
ニ 退所時特種補償加算	(1月につき1回を限度として70単位を加算)		注 療養体制維持特別加算(Ⅰ)は、療養体制維持特別加算(Ⅱ)を算入しない。
ホ 再入所時特種補償加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)		注 療養体制維持特別加算(Ⅰ)は、療養体制維持特別加算(Ⅱ)を算入しない。
ヘ 入所前後訪問看護加算(Ⅰ)(※2)	在宅強化定の場合 (1日につき 450単位を加算) 在宅強化定以外の場合 (1日につき 450単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を利用して退所を各都道府県において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
ヘ 入所前後訪問看護加算(Ⅱ)(※2)	在宅強化定の場合 (1日につき 450単位を加算) 在宅強化定以外の場合 (1日につき 450単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を利用して退所を各都道府県において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた抱れ目ない支援計画を作成した場合に算定
ト 退所時等支援加算(※2)	(一) 退所時特種補償加算(Ⅰ) (400単位) 退所時特種補償加算(Ⅱ) (600単位) (二) 退所時特種補償加算(Ⅲ) (250単位) (三) 入退所前連携加算(Ⅰ) (600単位) (四) 入退所前連携加算(Ⅱ) (400単位) (2) 訪問看護特種加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		注 入所期間が1月を超え入所者が退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 在宅等に退所した場合に、入所者の生活環境に対して、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活環境等の情報を提供した場合 注 退所後医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活環境等の情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と入退所前連携し、情報提供がサービス調整を行った場合
チ 協力医療機関連携加算	(1) 施設・診療所等と連携し、緊急時に入院を受け入れる体制を確立している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算) (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)		注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
リ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 経口移行加算(※2)	(1日につき 25単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ル 経口維持加算(※2)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)は算定していない場合は、算定しない。
ロ 口腔衛生管理加算(※2)	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算) (2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けず口腔ケアを実施し、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
ワ 療養加算	(1日につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
カ 在宅復帰支援特種加算	(療養型老健に限り1日につき 10単位を加算)		
キ カカワフク介護連携特種加算(Ⅰ)(※2)	(1) かかワフク介護連携特種加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として140単位を加算) かかワフク介護連携特種加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算) (2) かかワフク介護連携特種加算(Ⅲ) (入所者1人につき1回を限度として40単位を加算) (3) かかワフク介護連携特種加算(Ⅳ) (入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)		
ク 緊急時施設療養費	(1) 緊急時施設療養費 (療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を超えて、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を超えて、1日につき518単位を算定)) (2) 特定治療		
ケ 所定療養費加算(※2)	(1) 所定療養費加算(Ⅰ) (1月に1回7日を限度に、1日につき239単位を算定) (2) 所定療養費加算(Ⅱ) (1月に1回10日を限度に、1日につき440単位を算定)		
コ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 2単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ク 認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)		
ケ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算) 療養型老健の場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)		
コ シニアケア・シニアマネジメント計画書情報加算(※2)	(1) シニアケア・シニアマネジメント計画書情報加算(Ⅰ) (1月につき 53単位を加算) (2) シニアケア・シニアマネジメント計画書情報加算(Ⅱ) (1月につき 33単位を加算)		
カ 看護マネジメント加算(※2) (イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)		
キ 療養支援加算(※2)	(1) 療養支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 療養支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 療養支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
ク 自立支援加算(※2)	(1月につき 300単位を加算)		
ケ 科学的介護連携体制加算(※2)	(1) 科学的介護連携体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護連携体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
ク 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を算定)		
カ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)		
ク 取組感染予防加算	(1月に1回、連続して45日を限度として 240単位を算定)		
カ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)		
マ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 8単位を加算)		

注 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき 1,000単位を加算) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき 1,000単位を加算) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき 1,000単位を加算) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき 1,000単位を加算) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき 1,000単位を加算) (6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1日につき 1,000単位を加算) (7) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1日につき 1,000単位を加算) (8) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (9) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (10) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (11) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (12) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (13) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (14) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (15) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (16) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (17) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (18) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (19) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (20) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (21) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (22) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (23) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (24) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (25) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (26) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (27) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (28) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (29) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (30) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (31) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (32) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (33) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (34) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (35) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (36) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (37) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (38) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (39) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (40) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (41) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (42) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (43) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (44) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (45) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (46) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (47) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (48) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (49) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (50) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (51) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (52) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (53) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (54) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (55) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (56) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (57) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (58) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (59) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (60) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (61) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (62) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (63) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (64) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (65) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (66) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (67) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (68) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (69) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (70) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (71) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (72) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (73) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (74) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (75) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (76) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (77) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (78) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (79) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (80) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (81) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (82) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (83) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (84) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (85) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (86) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (87) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (88) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (89) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (90) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (91) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (92) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (93) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (94) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (95) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (96) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (97) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (98) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (99) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算) (100) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 1,000単位を加算)		
-----------------	--	--	--

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。  
 ※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合は、(※2)を適用しない。  
 ※ 療養型施設等感染対策については、感染防止対策及び感染防止のための指針の整備及び実施に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。



注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的遠所サービス費		入所者に対して居宅における試行的遠所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 給料受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき +30単位)		
チ 遠所待受費情報連携加算	(1月につき1回を限度として70単位を加算)	注 受療管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 再入所待受費連携加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 受療管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ヌ 遠所待指導等加算(※2)	(一) 遠所待指導等加算	ア 遠所待指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度として、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して遠所後の療養上の指導を行った場合 注 遠所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 遠所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 併せて介護支援専門員と遠所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		イ 遠所待後援加算 (遠所後1回を限度として、460単位を算定)	
		ウ 遠所待指導加算 (400単位)	
		エ 遠所待情報提供加算 (500単位)	
		オ 遠所待情報提供加算(1) (500単位)	
カ 遠所待情報提供加算(2) (250単位)			
キ 遠所前連携加算 (500単位)			
(二) 訪問看護指導指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)			
ル 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定	
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)		
ロ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)	注 受療管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 経口排行加算(※2)	(1日につき 28単位を加算)	注 受療管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
カ 経口維持加算(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算) (二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)	注 受療管理の基準を満たさない場合は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。	
ヨ 口腔衛生管理加算(※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算) (二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的指導及び指導を行った場合	
ヲ 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
レ 在宅復帰支援機能加算(※2)	(1日につき 10単位を加算)		
ソ 特別診療費(※2)			
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) イ 特定治療		
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ナ 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (二) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)		
フ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)		
ム 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算) (二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
ク 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
キ 自立支援促進加算(※2)	(1月につき 280単位を加算)		
ノ 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
オ 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)		
ヤ 新興感染症等施設療養費	(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)		
マ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)		
ケ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		

(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×5) / 10000	※ 単位数は、イからケまでに計算した単位数の合計
(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×4) / 10000	
(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×3) / 10000	
(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×2) / 10000	
(一) 介護職員等処遇改善加算(V.1) (1月につき 所定単位数×46) / 10000	
(二) 介護職員等処遇改善加算(V.2) (1月につき 所定単位数×44) / 10000	
(三) 介護職員等処遇改善加算(V.3) (1月につき 所定単位数×42) / 10000	
(四) 介護職員等処遇改善加算(V.4) (1月につき 所定単位数×40) / 10000	
(五) 介護職員等処遇改善加算(V.5) (1月につき 所定単位数×39) / 10000	
(六) 介護職員等処遇改善加算(V.6) (1月につき 所定単位数×38) / 10000	
(七) 介護職員等処遇改善加算(V.7) (1月につき 所定単位数×35) / 10000	
(八) 介護職員等処遇改善加算(V.8) (1月につき 所定単位数×31) / 10000	
(九) 介護職員等処遇改善加算(V.9) (1月につき 所定単位数×31) / 10000	
(十) 介護職員等処遇改善加算(V.10) (1月につき 所定単位数×30) / 10000	
(十一) 介護職員等処遇改善加算(V.11) (1月につき 所定単位数×24) / 10000	
(十二) 介護職員等処遇改善加算(V.12) (1月につき 所定単位数×28) / 10000	
(十三) 介護職員等処遇改善加算(V.13) (1月につき 所定単位数×20) / 10000	
(十四) 介護職員等処遇改善加算(V.14) (1月につき 所定単位数×15) / 10000	

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜勤勤務等看護加算を適用しない。  
 ※ ハ及びヒを適用する場合には、(※2)を適用しない。  
 ※ 業務継続計画未定算定については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V.1)～(V.14)は、令和7年3月31日までの間適用しない。

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

: 令和6年6月改定箇所

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ (削除)
  - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

	注	注	注	注	注	注	注	注											
基本部分	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	介護職員2人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分入浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算											
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100											
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)																			
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)																		
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)																		
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)																		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)																		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)																		
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×100/1000)	注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×94/1000)	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×79/1000)	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×63/1000)	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数×89/1000)	(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数×84/1000)	(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数×83/1000)	(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数×78/1000)	(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数×73/1000)	(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数×67/1000)	(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数×65/1000)	(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数×68/1000)	(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数×59/1000)	(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数×54/1000)	(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数×52/1000)	(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数×48/1000)	(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数×44/1000)	(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数×33/1000)

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入  
 ※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】  
 1. 単位数算定記号の説明  
 +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位  
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位  
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100  
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100  
 -〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護サービス実施の場合	(1) 20分未満 ※1日1回以上介護予防又は看護職による訪問を行った場合は各実施回	×90/100	1,100円	1,100円	30分未満の場合 +25/100	30分未満の場合 +20/100	30分以上の場合 +42/100	1時間以上の場合 +90/100	1時間以上の場合 +15/100	+10/100	+10/100	+10/100	+5/100	1月につき +225単位	1月につき +157.5単位	1月につき +105単位
	(2) 30分未満															
	(3) 30分以上1時間未満															
	(4) 1時間以上1時間30分未満															
	(5) 理学療法、作業療法又は言語聴覚士の場合 ※1日2回訪問を最大とする場合は+95/100															
ロ 訪問又は診療所の併用の場合	(1) 20分未満 ※1日1回以上、20分以上介護予防又は看護職による訪問を行った場合は各実施回	×90/100	1,100円	1,100円	30分未満の場合 +25/100	30分未満の場合 +20/100	30分以上の場合 +42/100	1時間以上の場合 +90/100	1時間以上の場合 +15/100	+10/100	+10/100	+10/100	+5/100	1月につき +225単位	1月につき +157.5単位	1月につき +105単位
	(2) 30分未満															
	(3) 30分以上1時間未満															
	(4) 1時間以上1時間30分未満															
	※1日2回訪問を最大とする場合は+95/100															
ハ 初回加算	1回につき +300単位															
ニ 訪問回共同加算	1回につき +400単位															
ホ 看護体制強化加算	1月につき +100単位															
ヘ 介護職員処遇改善加算	1月につき +100単位															
ヘー サービス提供体制強化加算	1月につき +60単位															
ヘニ サービス提供体制強化加算	1月につき +60単位															

「指定介護予防訪問看護費加算」、「中山間地域における介護事業加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給調整管理の対象外の算定項目  
「事業所同一建物内併用又はこれ以外の同一建物の利用費20以上サービスを行う場合」は適用する場合は、支給調整基準額の算定の際、後掲減算前の単位数を算入  
※ 1月以内の2回目以降の算定は訪問看護に併記加算を算定するものとす。

3 介護予防訪問介護ハビテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防訪問介護ハビテーション実施の場合	訪問又は診療所の併用の場合	×90/100	1,100円	1,100円	30分未満の場合 +25/100	30分未満の場合 +20/100	30分以上の場合 +42/100	1時間以上の場合 +90/100	1時間以上の場合 +15/100	+10/100	+10/100	+10/100	+5/100	1月につき +225単位	1月につき +157.5単位	1月につき +105単位
	介護老人保健施設等の併用の場合															
	介護療養施設等の併用の場合															
ハ 初回加算	1回につき +300単位															
ヘー サービス提供体制強化加算	1月につき +60単位															
ヘニ サービス提供体制強化加算	1月につき +60単位															

「指定介護予防訪問看護費加算」、「中山間地域における介護事業加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給調整管理の対象外の算定項目  
「事業所同一建物内併用又はこれ以外の同一建物の利用費20以上サービスを行う場合」は適用する場合は、支給調整基準額の算定の際、後掲減算前の単位数を算入  
※ 1月以内の2回目以降の算定は訪問看護に併記加算を算定するものとす。



4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	
			特別加算の適用が認められる場合は、加算	注	
イ 居宅訪問介護 (訪問介護)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅰ)に該当	(一) 第一種特住者1人に対して行う場合 <b>1,000単位</b>	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 第一種特住者2人以上以下5人以下に対して行う場合 <b>1,000単位</b>			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 <b>1,000単位</b>			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (Ⅱ)に該当	(一) 第一種特住者2人以上以下5人以下に対して行う場合 <b>1,000単位</b>			
		(二) 第一種特住者2人以上以下5人以下に対して行う場合 <b>1,000単位</b>			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 <b>1,000単位</b>			
ロ 居宅訪問介護 (居宅訪問)	(1) 第一種特住者1人に対して行う場合 <b>1,000単位</b>				
	(2) 第一種特住者2人以上以下5人以下に対して行う場合 <b>1,000単位</b>				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 <b>1,000単位</b>				
ハ 居宅訪問看護 (訪問看護)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅰ)に該当	(一) 第一種特住者1人に対して行う場合 <b>1,000単位</b>	+100単位		
		(二) 第一種特住者2人以上以下5人以下に対して行う場合 <b>1,000単位</b>			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 <b>1,000単位</b>			
	(2) 居宅訪問看護(Ⅱ) (Ⅱ)に該当	(一) 第一種特住者1人に対して行う場合 <b>1,000単位</b>			
		(二) 第一種特住者2人以上以下5人以下に対して行う場合 <b>1,000単位</b>			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 <b>1,000単位</b>			
ニ 居宅訪問 (居宅訪問)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅰ)に該当	(一) 第一種特住者1人に対して行う場合 <b>1,000単位</b>	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 第一種特住者2人以上以下5人以下に対して行う場合 <b>1,000単位</b>			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 <b>1,000単位</b>			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (Ⅱ)に該当	(一) 第一種特住者1人に対して行う場合 <b>1,000単位</b>			
		(二) 第一種特住者2人以上以下5人以下に対して行う場合 <b>1,000単位</b>			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 <b>1,000単位</b>			
ホ 居宅訪問 (居宅訪問)	(1) 第一種特住者1人に対して行う場合 <b>1,000単位</b>				
	(2) 第一種特住者2人以上以下5人以下に対して行う場合 <b>1,000単位</b>				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 <b>1,000単位</b>				

※ ハ(2)(一)(二)に該当して、がん末期の患者 療養指導費(Ⅰ)に該当する場合は、特別加算が適用される場合には、適用額につき加算率を適用する。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注											
			高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合(出生を満たさない場合)	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行う場合(出生を満たさない場合)									
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1									-376単位	-120単位								
		要支援2	(2,268単位)									-752単位	-240単位							
	介護老人保健施設の場合	要支援1	(2,268単位)	-1/100	-1/100	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	1月につき +240単位		-376単位	-120単位							
		要支援2	(4,228単位)									-752単位	-240単位							
	介護医療院の場合	要支援1	(2,268単位)																-376単位	-120単位
		要支援2	(4,228単位)																-752単位	-240単位
ロ 退院時共同指導加算 (1回につき、600単位)																				
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)																				
ニ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)																				
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))																			
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))																			
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)																			
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき 160単位を加算)																			
ト 一体的サービス提供加算 (1月につき、480単位を加算)																				
左 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)																				
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき、88単位を加算)																		
		要支援2 (1月につき、176単位を加算)																		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき、72単位を加算)																		
		要支援2 (1月につき、144単位を加算)																		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき、24単位を加算)																		
		要支援2 (1月につき、48単位を加算)																		
ヌ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき、士所定単位数×86/1000)																		
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき、士所定単位数×83/1000)																		
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき、士所定単位数×66/1000)																		
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき、士所定単位数×53/1000)																		
	イロ 介護職員等処遇改善加算(V)	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)	(1月につき、士所定単位数×76/1000)																	
		(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)	(1月につき、士所定単位数×73/1000)																	
		(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)	(1月につき、士所定単位数×73/1000)																	
		(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4)	(1月につき、士所定単位数×70/1000)																	
		(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5)	(1月につき、士所定単位数×63/1000)																	
		(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6)	(1月につき、士所定単位数×60/1000)																	
		(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7)	(1月につき、士所定単位数×58/1000)																	
		(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8)	(1月につき、士所定単位数×56/1000)																	
		(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9)	(1月につき、士所定単位数×55/1000)																	
		(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10)	(1月につき、士所定単位数×48/1000)																	
(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11)	(1月につき、士所定単位数×43/1000)																			
(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12)	(1月につき、士所定単位数×45/1000)																			
(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)	(1月につき、士所定単位数×38/1000)																			
(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)	(1月につき、士所定単位数×28/1000)																			

注：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(1) (従来型型)	要支援1 ( 479 単位)	442単位	連続31日以上の介護予防短期入所生活介護を行った場合	活動を行う職員が介護予防の職員の数に満たない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が所定員を超過する場合は	介護・看護職員の員数が標準に満たない場合は	実働のユニットリーダーユニット毎に配置しているユニットが1単位以上ある場合は	身体拘束薬の使用実数減算	高齢者虐待防止措置の実数減算	業務継続計画策定減算	介護型介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活施設員配置加算	生活施設向上運営加算(1)	生活施設向上運営加算(2)	種別訓練体利加算	個別訓練体利加算	認知症行動・心療症対応急対応加算	若年性認知症利用者入加算	利用者に対し看護を行う場合
		要支援2 ( 556 単位)	548単位																		
	(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(2) (多床型)	要支援1 ( 479 単位)	442単位																		
	要支援2 ( 556 単位)	548単位																			
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(1) (従来型型)	要支援1 ( 451 単位)	442単位																		
	要支援2 ( 561 単位)	548単位																			
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1) (ユニット型型)	要支援1 ( 561 単位)	503単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別訓練体利加算を算定している場合は、1月につき+100単位(3月に100単位を限度)	1月につき +100単位(3月に100単位を限度)	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位(7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		(二) 経過の単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(ユニット型型)	要支援1 ( 561 単位)	503単位																	
	要支援2 ( 561 単位)	503単位																			
	(二) 経過の併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(ユニット型型)	要支援1 ( 529 単位)	503単位																		
(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(ユニット型型)	要支援1 ( 529 単位)	503単位																		
	要支援2 ( 656 単位)	623単位																			
(二) 経過の併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(ユニット型型)	要支援1 ( 529 単位)	503単位																			
	要支援2 ( 656 単位)	623単位																			

ハ □ 設備強化加算 (1日につき +50単位(1月に100単位を限度))

ニ 療養加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))

ホ 認知症専門ケア加算  
(1) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算)  
(2) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 4単位を加算)

ヘ 生産性向上推進体制加算  
(1) 生産性向上推進体制加算(1) (1月につき 100単位を加算)  
(2) 生産性向上推進体制加算(2) (1月につき 10単位を加算)

サービス提供体制強化加算  
(1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 22単位を加算)  
(2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 18単位を加算)  
(3) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6単位を加算)

サービス提供体制強化加算(1)	(1日につき +指定単位数×140/1000)	指定単位数は、262まで(1日算定した単位を超過)
サービス提供体制強化加算(2)	(1日につき +指定単位数×138/1000)	
サービス提供体制強化加算(3)	(1日につき +指定単位数×118/1000)	
サービス提供体制強化加算(4)	(1日につき +指定単位数×90/1000)	
サービス提供体制強化加算(5)	(1日につき +指定単位数×124/1000)	
サービス提供体制強化加算(6)	(1日につき +指定単位数×117/1000)	
サービス提供体制強化加算(7)	(1日につき +指定単位数×120/1000)	
サービス提供体制強化加算(8)	(1日につき +指定単位数×113/1000)	
サービス提供体制強化加算(9)	(1日につき +指定単位数×101/1000)	
サービス提供体制強化加算(10)	(1日につき +指定単位数×97/1000)	
サービス提供体制強化加算(11)	(1日につき +指定単位数×113/1000)	
サービス提供体制強化加算(12)	(1日につき +指定単位数×101/1000)	
サービス提供体制強化加算(13)	(1日につき +指定単位数×97/1000)	
サービス提供体制強化加算(14)	(1日につき +指定単位数×90/1000)	
サービス提供体制強化加算(15)	(1日につき +指定単位数×87/1000)	
サービス提供体制強化加算(16)	(1日につき +指定単位数×86/1000)	
サービス提供体制強化加算(17)	(1日につき +指定単位数×74/1000)	
サービス提供体制強化加算(18)	(1日につき +指定単位数×74/1000)	
サービス提供体制強化加算(19)	(1日につき +指定単位数×70/1000)	
サービス提供体制強化加算(20)	(1日につき +指定単位数×63/1000)	
サービス提供体制強化加算(21)	(1日につき +指定単位数×47/1000)	

注：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束薬未実数減算については令和7年4月1日から適用  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで適用可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
				疾病予防・健康増進の観点から、介護予防期間中に介護予防期間を短縮しない場合	原則者の数及び介護予防期間中に介護予防期間を短縮しない場合	医師、看護師、介護士、理学療法士、作業療法士など、介護予防期間中に介護予防期間を短縮しない場合	複数のユニット・グループ・ユニットが同一施設に設置されている場合、ユニットごとに介護予防期間を短縮しない場合	身体障害者止養施設等	高齢者虐待防止対策等実施状況	施設設備計画等実施状況	施設職員配置状況	個別の介護予防プログラム実施状況	認知症対応型介護予防施設等	若年認知症対応型介護予防施設等	在宅療養・在宅介護支援センター等	利用者に係る介護予防計画
(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	a	療養費1 ( 579 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間の限度)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +184単位
		b	療養費2 ( 726 単位)													
		b	療養費1 ( 632 単位)													
		c	療養費2 ( 778 単位)													
	b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	a	療養費1 ( 613 単位)													
		b	療養費2 ( 774 単位)													
		a	療養費1 ( 672 単位)													
		b	療養費2 ( 834 単位)													
	c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【基本型】	a	療養費1 ( 583 単位)													
		b	療養費2 ( 730 単位)													
		a	療養費1 ( 622 単位)													
		b	療養費2 ( 785 単位)													
	d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	a	療養費1 ( 583 単位)													
		b	療養費2 ( 730 単位)													
		a	療養費1 ( 622 単位)													
		b	療養費2 ( 785 単位)													
e 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a	療養費1 ( 566 単位)														
	b	療養費2 ( 711 単位)														
	a	療養費1 ( 601 単位)														
	b	療養費2 ( 758 単位)														
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	a	療養費1 ( 624 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間の限度)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +184単位
		b	療養費2 ( 789 単位)													
		b	療養費1 ( 680 単位)													
		c	療養費2 ( 846 単位)													
	b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	a	療養費1 ( 624 単位)													
		b	療養費2 ( 789 単位)													
		a	療養費1 ( 680 単位)													
		b	療養費2 ( 846 単位)													
	c 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	a	療養費1 ( 653 単位)													
		b	療養費2 ( 817 単位)													
		a	療養費1 ( 653 単位)													
		b	療養費2 ( 817 単位)													
	d 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	a	療養費1 ( 653 単位)													
		b	療養費2 ( 817 単位)													
		a	療養費1 ( 653 単位)													
		b	療養費2 ( 817 単位)													
e ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	a	療養費1 ( 611 単位)														
	b	療養費2 ( 770 単位)														
	a	療養費1 ( 611 単位)														
	b	療養費2 ( 770 単位)														
f 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a	療養費1 ( 611 単位)														
	b	療養費2 ( 770 単位)														
	a	療養費1 ( 611 単位)														
	b	療養費2 ( 770 単位)														

注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) (二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)
(3) 総合学習加算	(利用中に10日を限度に、1日につき275単位を加算)
(4) 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))
(5) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(6) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(7) 緊急時治療費	(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) (二) 緊急時治療 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

5) 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅵ)	1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅶ)	1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ-1)	1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ-2)	1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ-3)	1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ-4)	1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ-5)	1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ-6)	1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ-7)	1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ-8)	1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ-9)	1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ-10)	1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ-11)	1000

※ 身体障害者止養施設等については令和7年4月1日から適用  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)については、令和7年3月31日まで適用しない。



ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	身体拘束廃止未実施減算	常勤者産時防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<6:1>介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 530 単位)									
			要支援2 ( 666 単位)									
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 ( 559 単位)									
			要支援2 ( 693 単位)									
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 ( 549 単位)									
		要支援2 ( 684 単位)										
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要支援1 ( 589 単位)									
		要支援2 ( 747 単位)										
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 ( 623 単位)									
		要支援2 ( 780 単位)										
	f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 ( 612 単位)										
	要支援2 ( 769 単位)											
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II) 看護・介護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 471 単位)										
		要支援2 ( 588 単位)										
	b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 537 単位)										
	要支援2 ( 678 単位)											
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 ( 616 単位)										
		要支援2 ( 775 単位)										
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 ( 643 単位)										
		要支援2 ( 804 単位)										
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 ( 634 単位)										
		要支援2 ( 793 単位)										
(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 616 単位)											
	要支援2 ( 775 単位)											
(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 643 単位)											
	要支援2 ( 804 単位)											
(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 634 単位)											
	要支援2 ( 793 単位)											
(3) 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))												
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))												
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)											
	(二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)											
(6) 特定診療費												
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(I) (1月につき 100単位を加算)											
	(二) 生産性向上推進体制加算(II) (1月につき 10単位を加算)											
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)											
(9) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位数×51/1000)											
	(二) 介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位数×47/1000)											
	(三) 介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位数×36/1000)											
	(四) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位数×29/1000)											
	a. 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数×46/1000)											
		b. 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数×44/1000)										
		c. 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数×42/1000)										
		d. 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数×40/1000)										
		e. 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数×39/1000)										
		f. 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数×35/1000)										
		g. 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数×35/1000)										
		h. 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数×31/1000)										
	i. 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数×31/1000)											
	j. 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数×30/1000)											
k. 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数×24/1000)												
l. 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数×26/1000)												
m. 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数×20/1000)												
n. 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数×15/1000)												

※ 所定単位数は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。





8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 183 単位) 要支援2 ( 313 単位)	×70/100	-10/100									
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 67単位)		×70/100	-1/100	-1/100	-3/100							
ハ 高齢者虐待防止加算 (を算定する場合のみ算定)	(250単位)											
ニ 認知症専門ケア加算 (を算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)											
ホ 高齢者虐待等被害対策向上加算	(1)高齢者虐待等被害対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2)高齢者虐待等被害対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 6単位を加算)											
ヘ 高齢者虐待等被害対策加算	(1月につき 高齢者虐待防止加算(Ⅰ)で 240単位を算定)											
ト 生活向上等支援体制加算 (を算定する場合のみ算定)	(1) 生活向上等支援体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生活向上等支援体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)											
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
地方医療機関連携加算	認知症専門ケア加算 社会的介護 介護予防加算	認知症専門ケア加算 社会的介護 介護予防加算	認知症専門ケア加算 社会的介護 介護予防加算	認知症専門ケア加算 社会的介護 介護予防加算	認知症専門ケア加算 社会的介護 介護予防加算	認知症専門ケア加算 社会的介護 介護予防加算	認知症専門ケア加算 社会的介護 介護予防加算	認知症専門ケア加算 社会的介護 介護予防加算	認知症専門ケア加算 社会的介護 介護予防加算	認知症専門ケア加算 社会的介護 介護予防加算	認知症専門ケア加算 社会的介護 介護予防加算	認知症専門ケア加算 社会的介護 介護予防加算

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
介護予防特定施設入居者生活介護費	介護予防特定施設入居者生活介護費	介護予防特定施設入居者生活介護費	介護予防特定施設入居者生活介護費	介護予防特定施設入居者生活介護費	介護予防特定施設入居者生活介護費	介護予防特定施設入居者生活介護費	介護予防特定施設入居者生活介護費	介護予防特定施設入居者生活介護費	介護予防特定施設入居者生活介護費	介護予防特定施設入居者生活介護費	介護予防特定施設入居者生活介護費	介護予防特定施設入居者生活介護費

※ 原簿種 要支援1 5022単位  
要支援2 10531単位  
※ 身体障害者障害程度補償については、0を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。  
※ 業務経費計画未定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常事態に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
介護予防福祉用具貸与費	介護予防福祉用具貸与費	介護予防福祉用具貸与費	介護予防福祉用具貸与費	介護予防福祉用具貸与費	介護予防福祉用具貸与費	介護予防福祉用具貸与費	介護予防福祉用具貸与費	介護予防福祉用具貸与費	介護予防福祉用具貸与費	介護予防福祉用具貸与費	介護予防福祉用具貸与費	介護予防福祉用具貸与費

※ 「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目  
※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす付具品、特殊履歩、特殊視覚付具品、採ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)  
※ 高齢者虐待防止措置未定減算については、令和9年4月1日から適用する。  
※ 業務経費計画未定減算については令和7年4月1日から適用する。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100			
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)				+15/100	+10/100	+5/100
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
	高齢者虐待防止措置実施減算	業務経費計基末定額減算	差額超過にサービス提供が行われる場合	送迎サービス利用時の調整(1日につき)	事業所同一建物内利用サービスを行う場合	特別地域指定巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(注)	緊急時訪問看護加算(注)	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( 5,446 単位)		-62単位								
		要介護2 ( 9,720 単位)		-111単位								
(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( 7,946 単位)		×98/100	-91単位	事業所同一建物の利用者サービスを行う場合に1月につき	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき+325単位	1月につき+315単位	1月につき(Ⅰ)の場合+500単位又は(Ⅱ)の場合+250単位	死亡及び死亡後14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に1月につき+250単位
	要介護2 ( 12,413 単位)			-141単位	事業所同一建物の利用者サービスを行う場合に1月につき							
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 ( 5,446 単位)		-1/100	-62単位								
	要介護2 ( 9,720 単位)		-1/100	-111単位								
	要介護3 ( 16,140 単位)			-184単位								
	要介護4 ( 20,417 単位)			-233単位								
	要介護5 ( 24,692 単位)			-281単位								
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)	基本夜間訪問サービス費 (1月につき 989単位)											
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)				事業所同一建物内利用者サービスを行う場合に1月につき	+15/100	+10/100	+5/100				
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)				事業所同一建物内利用者サービスを行う場合に1月につき							
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)				事業所同一建物内利用者サービスを行う場合に1月につき							
ニ 初期加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1日につき +30単位)												
ホ 送迎共同加算 一 一併定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能(イ(2)を算定する場合のみ算定) (1回につき +600単位)												
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)											
ト 生活機能向上連携加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)											
チ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位) (2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く) (一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)											
リ 認知症強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1回につき +50単位(1月に1回を限度))												
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) (2)以外の場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +750単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +640単位) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +8単位)											
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1日につき +245/1000											
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1日につき +234/1000											
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1日につき +197/1000											
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1日につき +145/1000											
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	1日につき +221/1000											
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)	1日につき +208/1000											
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)	1日につき +200/1000											
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	1日につき +187/1000											
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	1日につき +184/1000											
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ)	1日につき +163/1000											
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ)	1日につき +163/1000											
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)	1日につき +158/1000											
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)	1日につき +142/1000											
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ)	1日につき +138/1000											
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ)	1日につき +121/1000											
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ)	1日につき +118/1000											
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ)	1日につき +100/1000											
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅼ)	1日につき +76/1000											
注	【特別地域指定巡回・随時対応型訪問介護看護加算】、【中山間地域等における小規模事業所加算】、【中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算】、【緊急時訪問看護加算】、【特別管理加算】、【ターミナルケア加算】、【総合マネジメント体制強化加算】、【サービス提供体制強化加算】は「介護職員等処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目 【事業所同一建物の利用者サービスを行う場合】は、支給限度額管理の対象外の算定項目 ※ 業務経費計基末定額減算については令和4年1月1日から適用する ※ 介護職員等処遇改善加算については、令和4年1月1日から適用する											

(単位) 1000円相当の単位数  
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 245  
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 234  
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 197  
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 145  
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) 221  
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) 208  
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) 200  
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) 187  
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) 184  
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ) 163  
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ) 163  
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) 158  
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) 142  
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) 138  
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) 121  
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) 118  
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) 100  
 ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅼ) 76  
 ※ 業務経費計基末定額減算 × 98/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(I)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)							
	随時訪問サービス費(I) (1回につき 567単位)							
	随時訪問サービス費(II) (1回につき 764単位)							
ロ 夜間対応型訪問介護費(II) (1月につき 2,702単位)					事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100			
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき +3単位)	(一)認知症専門ケア加算(I) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(II) (1月につき +120単位)				
		(二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき +4単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(I) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(II) (1月につき +120単位)					
		(二)認知症専門ケア加算(II) (1月につき +120単位)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(I) (1回につき +22単位)	(一)サービス提供体制強化加算(I) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(II) (1月につき +126単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算(II) (1回につき +18単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算(III) (1回につき +6単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(I) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(II) (1月につき +126単位)					
		(二)サービス提供体制強化加算(II) (1月につき +126単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算(III) (1月につき +42単位)						
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×245/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計						
	(2) 介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×224/1000)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×182/1000)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位×145/1000)							
	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×221/1000)							
	(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×208/1000)							
	(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×200/1000)							
	(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×187/1000)							
	(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×184/1000)							
	(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×163/1000)							
	(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×163/1000)							
	(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×158/1000)							
	(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×142/1000)							
	(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×139/1000)							
(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×121/1000)								
(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×118/1000)								
(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×100/1000)								
(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×76/1000)								

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。





4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注
			身体拘束止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	登録者数が登録定員を超える場合又は	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外者に 対して行う場合	要介護1 ( 10,458 単位)	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100		+5/100
		要介護2 ( 15,370 単位)									
		要介護3 ( 22,359 単位)									
		要介護4 ( 24,677 単位)									
		要介護5 ( 27,209 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して 行う場合	要介護1 ( 8,423 単位)									
		要介護2 ( 13,849 単位)									
		要介護3 ( 20,144 単位)									
		要介護4 ( 22,233 単位)									
		要介護5 ( 24,516 単位)									
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 ( 572 単位)										
	要介護2 ( 640 単位)										
	要介護3 ( 709 単位)										
	要介護4 ( 777 単位)										
	要介護5 ( 843 単位)										
ハ 初算加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 920単位を加算)									
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 890単位を加算)									
	(3) 認知症加算(Ⅲ)	(1月につき 760単位を加算)									
	(4) 認知症加算(Ⅳ)	(1月につき 460単位を加算)									
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日間で換算))											
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)											
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)									
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)									
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)									
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)											
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)											
ス 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 1,200単位を加算)									
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 800単位を加算)									
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)									
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
ヲ ロロ 栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を換算))											
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)											
マ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)									
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)									
ヨ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 760単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 640単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 25単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 21単位を加算)								
ニ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)											
ホ 介護職員処遇改善加算		介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×149/1000)									
		介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×146/1000)									
		介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×134/1000)									
		介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×106/1000)									
		介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +所定単位数×130/1000)									
		介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×121/1000)									
		介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×129/1000)									
		介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×118/1000)									
		介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×110)									
		介護職員処遇改善加算(Ⅸ) (1月につき +所定単位数×104/1000)									
		介護職員処遇改善加算(Ⅹ) (1月につき +所定単位数×101/1000)									
		介護職員処遇改善加算(Ⅹ) (1月につき +所定単位数×85/1000)									
		介護職員処遇改善加算(Ⅺ) (1月につき +所定単位数×117/1000)									
		介護職員処遇改善加算(Ⅺ) (1月につき +所定単位数×110)									
		介護職員処遇改善加算(Ⅻ) (1月につき +所定単位数×71/1000)									
		介護職員処遇改善加算(Ⅻ) (1月につき +所定単位数×68/1000)									
		介護職員処遇改善加算(Ⅼ) (1月につき +所定単位数×88/1000)									
		介護職員処遇改善加算(Ⅼ) (1月につき +所定単位数×73/1000)									
		介護職員処遇改善加算(Ⅽ) (1月につき +所定単位数×66/1000)									
		ニ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)									

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入  
 ※ 身体拘束止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ この算定方法等に関する詳細については、令和7年度介護報酬改定資料を参照。



5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			活動を行う職員の数及び基準を満たさない場合	利用者の数が所定員を超える場合	介護従業者の人数が基準に満たない場合	身体拘束禁止の実施状況	活動者虐待防止措置の実施状況	業務継続計画の実施状況	3ユニットで夜間を行う職員の数等を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症対応型共同生活介護費	若年性認知症利用者実入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 765 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位			1日につき +120単位
		要介護2 ( 801 単位)											
要介護3 ( 824 単位)													
要介護4 ( 841 単位)													
要介護5 ( 859 単位)													
要介護1 ( 753 単位)													
要介護2 ( 788 単位)													
要介護3 ( 813 単位)													
要介護4 ( 828 単位)													
要介護5 ( 845 単位)													
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 792 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位			1日につき +200単位 (7日限を 限度)
		要介護2 ( 829 単位)											
要介護3 ( 854 単位)													
要介護4 ( 870 単位)													
要介護5 ( 887 単位)													
要介護1 ( 781 単位)													
要介護2 ( 817 単位)													
要介護3 ( 841 単位)													
要介護4 ( 859 単位)													
要介護5 ( 874 単位)													
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算)												
	(2) 死亡日前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)												
	(3) 死亡日前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)												
	(4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)												
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
ニ 協力医療機関連携加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 相談・診療を行う体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 100単位を加算)												
		(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 40単位を加算)											
ホ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算Ⅰ(イ) (1日につき 57単位を加算)												
	(2) 医療連携体制加算Ⅰ(ロ) (1日につき 47単位を加算)												
	(3) 医療連携体制加算Ⅰ(ハ) (1日につき 37単位を加算)												
	(4) 医療連携体制加算Ⅱ (1日につき 5単位を加算)												
ヘ 通院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
ト 遠隔地相談加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
チ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)												
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)												
リ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)												
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)												
ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)												
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)												
ル 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)										
ロ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
ワ ロビ(栄養スクリーニング)加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
リ 科学的介護連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
ヨ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)												
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)												
タ 新興感染症等施設整備費			(1月に1回、連続す65日を限度として 240単位を算定)										
レ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)												
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)												
ソ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)												
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)												
※ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき、所定単位数×186/10000)												
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき、所定単位数×178/10000)												
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき、所定単位数×155/10000)												
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき、所定単位数×125/10000)												
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき、所定単位数×183/10000)												
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1日につき、所定単位数×166/10000)												
	(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1日につき、所定単位数×155/10000)												
	(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×149/10000)												
	(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×133/10000)												
	(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ) (1日につき、所定単位数×125/10000)												
	(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) (1日につき、所定単位数×122/10000)												
	(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) (1日につき、所定単位数×132/10000)												
	(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) (1日につき、所定単位数×119/10000)												
	(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) (1日につき、所定単位数×97/10000)												
	(15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) (1日につき、所定単位数×102/10000)												
(16) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) (1日につき、所定単位数×138/10000)													
(17) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) (1日につき、所定単位数×85/10000)													
(18) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) (1日につき、所定単位数×86/10000)													
<p>※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分天給限度基準額に含まれる。</p> <p>※ 身体拘束禁止の実施状況については、0を算定する場合は、令和7年1月1日から適用する。</p> <p>※ 業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及び発生拡大の防止のための強制的な措置及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。</p> <p>※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)については、令和7年3月31日まで算定可能。</p>													

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分	定員 （施設・小規模多 機能の定員に 含まれない等）	非営利活動法人 施設減算	福祉 施設減算	福祉 施設減算	1. 障害者施設減算 （1）		2. 障害者施設減算 （2）		3. 障害者施設減算 （3）		4. 障害者施設減算 （4）		5. 障害者施設減算 （5）	6. 障害者施設減算 （6）	7. 障害者施設減算 （7）	8. 障害者施設減算 （8）	9. 障害者施設減算 （9）	10. 障害者施設減算 （10）	11. 障害者施設減算 （11）	12. 障害者施設減算 （12）	13. 障害者施設減算 （13）	14. 障害者施設減算 （14）	15. 障害者施設減算 （15）		
					1日につき +30単位	1日につき +22単位	1日につき +10単位 (3月に1回実施 あり)	1日につき +200単位 （ただし、管理職 報酬も算入する 場合は、1日につき+ 100単位）	1日につき +12単位	1日につき +20単位	1日につき +30単位	1日につき +10単位												1日につき +10単位	1日につき +10単位
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）	要介護1（ 546 単位） 要介護2（ 614 単位） 要介護3（ 685 単位） 要介護4（ 750 単位） 要介護5（ 820 単位）	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき +30単位	1日につき +22単位	1日につき +10単位 (3月に1回実施 あり)	1日につき +200単位 （ただし、管理職 報酬も算入する 場合は、1日につき+ 100単位）	1日につき +12単位	1日につき +20単位	1日につき +30単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）	要介護1（ 546 単位） 要介護2（ 614 単位） 要介護3（ 685 単位） 要介護4（ 750 単位） 要介護5（ 820 単位）																								

ハ 認知症対応型共同生活介護（1日につき 30単位を超過）

ニ 障害者施設減算 （イを算定する場合のみ算定）	(1) 障害者施設減算(1)	(1) 要介護1 1日につき 45日以下 (1日につき 72単位を超過)	(2) 要介護2 1日につき 45日以下 (1日につき 144単位を超過)	(3) 要介護3 1日につき 45日以下 (1日につき 288単位を超過)	(4) 要介護4 (1日につき 576単位を超過)	(5) 要介護5 (1日につき 1152単位を超過)
	(2) 障害者施設減算(2)	(1) 要介護1 1日につき 45日以下 (1日につき 57単位を超過)	(2) 要介護2 1日につき 45日以下 (1日につき 64単位を超過)	(3) 要介護3 1日につき 45日以下 (1日につき 112単位を超過)	(4) 要介護4 (1日につき 176単位を超過)	

ホ 障害者施設減算  
（イを算定する場合のみ算定）

ヘ 認知症専門ケア加算  
（イを算定する場合のみ算定）

ト 社会的介護連携体制加算（イを算定する場合のみ算定）

チ 高齢者施設等感染対策加算

リ 高齢者施設等感染対策加算

ル 高齢者施設等感染対策加算

レ 生活向上推進体制加算

ロ サービス提供体制強化加算

リ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

ロ サービス提供体制強化加算

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、認知症対応型共同生活介護費と併せて算定される。  
 ※ 非営利活動法人施設減算については、当該施設が非営利活動法人であることが必要である。  
 ※ 乗務員控除額（乗務員控除）については、乗務員の手当及び報酬の支払のための乗務員の勤務時間に関する具体的な算定を行っている場合は、令和7年3月31日までの特例期間内において、乗務員控除額を乗務員控除額に算定する。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

区分	施設種別	施設名称	定員		募集定員		募集時期		募集状況		募集状況		募集状況		募集状況		募集状況		募集状況	
			定員	募集定員	募集時期	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況
基本部分	(1) 地域密着型介護老人福祉施設 (入居者生活介護) <標準型施設>	施設数1 ( ) 施設	募集定員	( ) 募集定員	募集時期	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況
		施設数2 ( ) 施設	募集定員	( ) 募集定員	募集時期	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況
介護支援	(1) エレベーター設置等要介護者への福祉施設 (入居者生活介護) <ユニバーサル設計施設>	施設数1 ( ) 施設	募集定員	( ) 募集定員	募集時期	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況
		施設数2 ( ) 施設	募集定員	( ) 募集定員	募集時期	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況
介護支援	(2) 経済的ユニバーサル設計等要介護者への福祉施設 (入居者生活介護) <ユニバーサル設計施設多量型>	施設数1 ( ) 施設	募集定員	( ) 募集定員	募集時期	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況
		施設数2 ( ) 施設	募集定員	( ) 募集定員	募集時期	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況
介護支援	(1) 経済的ユニバーサル設計等要介護者への福祉施設 (入居者生活介護) <標準型施設>	施設数1 ( ) 施設	募集定員	( ) 募集定員	募集時期	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況
		施設数2 ( ) 施設	募集定員	( ) 募集定員	募集時期	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況
介護支援	(2) 経済的ユニバーサル設計等要介護者への福祉施設 (入居者生活介護) <ユニバーサル設計施設多量型>	施設数1 ( ) 施設	募集定員	( ) 募集定員	募集時期	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況
		施設数2 ( ) 施設	募集定員	( ) 募集定員	募集時期	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況	募集状況
<p>※ 募集状況は、募集要項に記載の募集定員を基準として、募集定員の不足及び超過の状況を把握するための指標として集計したものであり、実際の募集状況とは異なります。</p>																				

※ 募集状況は、募集要項に記載の募集定員を基準として、募集定員の不足及び超過の状況を把握するための指標として集計したものであり、実際の募集状況とは異なります。

8 複合型サービス費

基本部分	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
	登録者数が登録定員を超える場合又は	従業員数の員数が標準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務統計計画未実施減算	少サービスに対する減算	サライ体制未実施減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の重症患者等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により機関に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により機関に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 要介護1(12,447単位) 要介護2(17,415単位) 要介護3(24,681単位) 要介護4(27,766単位) 要介護5(31,408単位)					×70/100	×97/100	+15/100			+5/100	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-30単位 -30単位 -30単位 -60単位 -95単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 要介護1(11,214単位) 要介護2(15,531単位) 要介護3(22,057単位) 要介護4(25,017単位) 要介護5(28,289単位)	×70/100												
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき30単位を加算)														
ニ 認知加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知加算(Ⅰ) (1月につき920単位を加算) (2) 認知加算(Ⅱ) (1月につき890単位を加算) (3) 認知加算(Ⅲ) (1月につき760単位を加算) (4) 認知加算(Ⅳ) (1月につき460単位を加算)													
ホ 認知行動・心理定状態対応加算(ロを算定する場合のみ算定)(1日につき200単位を加算(7日間で限度))														
ヘ 看護情報システム利用費加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき800単位を加算)														
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき50単位を加算)														
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき200単位を加算(1月に2回を限度))														
リ 口腔栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (1回につき20単位を加算(8月に1回を限度)) (2) 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (1回につき5単位を加算(8月に1回を限度))													
ロ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1回につき+150単位(月2回を限度)) (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1回につき+160単位(月2回を限度))													
ル 通院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき600単位を加算)														
イ 食事管理加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき774単位を加算)														
カ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき250単位を加算)													
キ 専門管理加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき250単位を加算)														
ク サーマナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき2,500単位を加算)														
コ 遠隔医療管理加算(イを算定する場合のみ算定)(150単位を加算)														
カ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき500単位を加算)													
キ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき800単位を加算)													
ク 看護マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき19単位を加算)													
キ 接せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 接せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき10単位を加算) (2) 接せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき15単位を加算) (3) 接せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき20単位を加算)													
ク 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき40単位を加算)														
カ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき10単位を加算)													
サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき250単位を加算) (2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき12単位を加算)													
イ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき+149/1000) (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき+149/1000) (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき+134/1000) (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき+100/1000) (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき+116/1000) (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき+101/1000) (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき+85/1000) (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき+85/1000) (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき+85/1000) (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき+85/1000) (11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき+85/1000) (12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき+85/1000) (13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき+85/1000) (14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき+85/1000) (15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき+85/1000) (16) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき+85/1000) (17) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき+85/1000) (18) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき+85/1000) (19) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき+85/1000) (20) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき+85/1000)													

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入  
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日より適用する。  
 ※ 業務統計計画未実施減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)については、令和7年3月31日まで算定可能。



2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	
		登録者数が定員数を超える場合	定業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 ( 3,450 単位)								
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援2 ( 6,972 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+5/100
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 ( 424 単位)								
		要支援2 ( 531 単位)								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日限を限度))								
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)								
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)								
ト 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)								
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)								
ヌ 生産性向上推進体制加算		(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)								
ル サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合 (2) ロを算定している場合		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)						
ヲ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十原定単位数×149/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき 十原定単位数×146/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき 十原定単位数×134/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき 十原定単位数×106/1000) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき 十原定単位数×137/1000) (6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1日につき 十原定単位数×121/1000) (7) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1日につき 十原定単位数×125/1000) (8) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 十原定単位数×118/1000) (9) 介護職員処遇改善加算(Ⅷa) (1日につき 十原定単位数×102/1000) (10) 介護職員処遇改善加算(Ⅷb) (1日につき 十原定単位数×101/1000) (11) 介護職員処遇改善加算(Ⅷc) (1日につき 十原定単位数×99/1000) (12) 介護職員処遇改善加算(Ⅷd) (1日につき 十原定単位数×89/1000) (13) 介護職員処遇改善加算(Ⅷe) (1日につき 十原定単位数×71/1000) (14) 介護職員処遇改善加算(Ⅷf) (1日につき 十原定単位数×71/1000) (15) 介護職員処遇改善加算(Ⅷg) (1日につき 十原定単位数×69/1000) (16) 介護職員処遇改善加算(Ⅷh) (1日につき 十原定単位数×68/1000) (17) 介護職員処遇改善加算(Ⅷi) (1日につき 十原定単位数×73/1000) (18) 介護職員処遇改善加算(Ⅷj) (1日につき 十原定単位数×73/1000) (19) 介護職員処遇改善加算(Ⅷk) (1日につき 十原定単位数×56/1000)		※実定員は、イからルまでにより算出した単位数の合計						

：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」

- ※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
- ※ 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
- ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
- ※ 介護職員処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 749 単位)										
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日額を 原簿)
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 777 単位)										
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)									
ニ 遠隔時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)									
ホ 遠隔時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))									
ヘ 認知症専門ケア加算			(1日につき 3単位を加算)									
ト 認知症チームケア推進加算			(1月につき 150単位を加算)									
チ 生活機能向上連携加算			(1月につき 100単位を加算)									
リ 実業管理体制加算			(1月につき 30単位を加算)									
ヌ 口腔衛生管理体制加算			(1月につき 30単位を加算)									
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
サ 科学的介護推進体制加算			(1月につき 40単位を加算)									
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算			(1月につき 10単位を加算)									
カ 新興感染症等施設療養費			(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)									
ヨ 生産性向上推進体制加算			(1月につき 100単位を加算)									
タ サービス提供体制強化加算			(1日につき 22単位を加算)									
ニ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			(1日につき 18単位を加算)									
ヒ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)			(1日につき 6単位を加算)									
ヒ 介護職員等処遇改善加算			<p>注 所定単位数は、イからウまでにより算定した単位数の合計</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×186/1000)</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×178/1000)</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×155/1000)</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×125/1000)</p> <p>(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位数×163/1000)</p> <p>(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき 所定単位数×156/1000)</p> <p>(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき 所定単位数×155/1000)</p> <p>(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×148/1000)</p> <p>(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×133/1000)</p> <p>(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ) (1月につき 所定単位数×125/1000)</p> <p>(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) (1月につき 所定単位数×120/1000)</p> <p>(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) (1月につき 所定単位数×132/1000)</p> <p>(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) (1月につき 所定単位数×112/1000)</p> <p>(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅼ) (1月につき 所定単位数×97/1000)</p> <p>(15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅽ) (1月につき 所定単位数×102/1000)</p> <p>(16) 介護職員等処遇改善加算(Ⅾ) (1月につき 所定単位数×89/1000)</p> <p>(17) 介護職員等処遇改善加算(Ⅿ) (1月につき 所定単位数×89/1000)</p> <p>(18) 介護職員等処遇改善加算(ⅰ) (1月につき 所定単位数×66/1000)</p>									

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分別限度基準額に含まれる。  
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで適用可能。